

小学生の保護者対象

第Ⅲ期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査

こどもの未来のためにあなたの声をお聞かせください！



「ふっつん」

皆様には、日頃から市政にご協力とご理解をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、今後の教育・保育・子育て支援の方向性を定める「第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画」（2025年度～2029年度）の作成にあたり、子育て世代の皆さまの子ども・子育て支援に関する利用希望・ご意見を把握したく、アンケートを実施することにいたしました。

このアンケートは、小学校1～6年生のお子さんについてお尋ねします。**きょうだいなどで、このアンケート用紙が複数届く場合がありますが、お子さん一人ひとりの利用希望や状況を把握するため、できる範囲で結構ですので、それぞれのお子さんについてご回答ください。**

お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理し、行政上の基礎資料として活用することを目的としていますので、他の目的に使用することはありません。また、個々のご回答やプライバシーに関わる内容が公表されることは一切ありません。

設問も多く大変恐縮ですが、富津市を安心して子育てのできるまちとしていくために必要な調査ですので、ご協力をお願いいたします。

令和6年3月

富津市長 高橋 恭市

【ご回答に当たってのお願い】

- 1 アンケートには、お子さんの保護者の方が記入してください。アンケートへの回答は、アンケート用紙にご記入いただくか、Web 回答専用フォームからご回答ください。
(無記名ですので、氏名・住所の記入の必要はありません)

以下の URL をブラウザのアドレスバーに入力しても回答できます
https://gyosei.qualtrics.com/jfe/form/SV_cRMtMocYEovgzyu



- 2 ご回答は、選択肢に ○ をつけてお選びいただく場合と、数字などを記入していただく場合があります。
- 3 質問によって、「あてはまる番号1つに○」「あてはまる番号すべてに○」など、回答数を指定している場合は、指定の範囲内で ○ をつけてください。
また、「その他」をお選びいただいた場合、その後にある () 内には、具体的な内容を記入してください。
- 4 数字で時間(時刻)を記入していただく場合は、24 時間制(例：午後6時→18時)で、記入してください。
- 5 設問のご回答によって、次の設問に回答していただく必要がなくなる場合がありますので、ことわり書きや矢印に従って回答してください。特にことわり書きのない場合は次の設問にお進みください。
- 6 《小学校へ提出する場合》
3月22日(金)までに同封の返信用封筒に入れて小学校へご提出ください。
《Web 回答の場合》
Web 回答専用フォームから**3月31日(日)**までにご回答ください。

ご回答いただく上でご不明な点、調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

富津市健康福祉部 子ども家庭課 子育て支援係 0439-80-1256

調査実施の趣旨とその目的

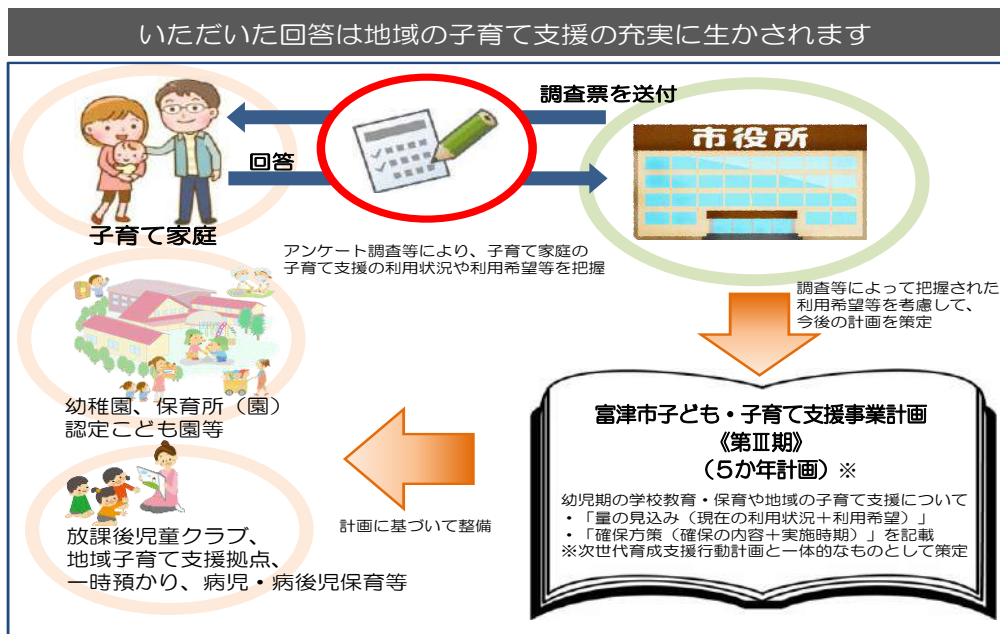
市では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援の制度（以下『子ども・子育て支援新制度』といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的な給付・事業に取り組んでいます（平成27年度から実施）。

本調査は、2025年度～2029年度の5年間を対象とした「第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画」において確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市が算出するため、子育て世代の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

なお、ここで回答していただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、施設や事業の利用の可否を確認・決定するものではありません。将来の利用希望を変更していただいて構いません。

また、この制度は、以下のような考え方に基づいています。

- 子ども・子育て支援新制度は、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、一人ひとりがかけがえない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。



（用語の定義） この調査票における用語の定義は以下のとおりです。

- 幼稚園： 学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
- 保育所（園）： 児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）
- 認定こども園： 幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- 子育て支援： 教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援の意味
- 教育： 家庭での教育を含めた広い意味と幼児期における教育の意味
- 教育・保育事業： 定期、非定期を問わず幼稚園、保育所（園）、認定こども園等に通わせたり、預けることで教育・保育等を行う事業

市の取り組みについてうかがいます。

問1 市は富津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援に取り組んでいます。市の子育ての環境や支援に対する満足度をお答えください。(あてはまる番号1つに○)

満足度が低い	←—————→				満足度が高い
1	2	3	4	5	

お子さんご家族の状況についてうかがいます。

問2 お住まいの地区はどこになりますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 富津地区	2. 飯野地区	3. 青堀地区	4. 大貫地区	5. 吉野地区
6. 佐貫地区	7. 湊地区	8. 天神山地区	9. 竹岡地区	10. 金谷地区
11. 環・関豊地区				

問3 お子さんの学年をご記入ください。(あてはまる番号1つに○)

1. 1年生	2. 2年生	3. 3年生	4. 4年生	5. 5年生	6. 6年生
--------	--------	--------	--------	--------	--------

問4 お子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。

※お子さんを含めた人数を口内に数字でご記入ください。

きょうだい数 <input type="text"/> 人

問5 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。(あてはまる番号1つに○)

1. 母親	2. 父親	3. その他 ()
-------	-------	------------

問6 問5で「1. 母親」または「2. 父親」に○をつけた方にうかがいます。⇒該当しない方は問7へ

この調査票に回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。(あてはまる番号1つに○)

1. 配偶者がいる	2. 配偶者はいない
-----------	------------

問7 お子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。

※お子さんからみた関係でお答えください。(あてはまる番号1つに○)

1. 父母ともに	2. 主に母親	3. 主に父親
4. 主に祖父母	5. その他 ()	

問9-1 問9で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。

普段の就労時間帯について、最も多いパターンをお答えください。(あてはまる番号1つに○)

	①母親	②父親
1. 主に昼間の就労	1	1
2. 主に夜間の就労	2	2
3. 昼間・夜間の就労、いずれもある	3	3

問10 問9で「3. または4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。

⇒該当しない方は 問12へ

フルタイムへの転換希望はありますか。(①母親・②父親それぞれについて、あてはまる番号1つに○)

	①母親	②父親
1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある	1	1
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない	2	2
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望	3	3
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい	4	4

問11 問9で、「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。

⇒該当しない方は 問12へ

就労したいという希望はありますか。(①母親・②父親それぞれについて、あてはまる番号1つに○) また、該当する口内には数字をご記入ください。(数字は一桁に一字)

	①母親	②父親
1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)	1	1
2. 1年より先、一番下の子どもが <input type="text"/> <input type="text"/> 歳になったところに就労したい	2	2
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	3	3

⇒ 問12へ

⇒ 問12へ

⇒ 問11-1へ

問11-1 問11で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」に○をつけた方にうかがいます。

希望する就労形態お答え下さい。(①母親・②父親それぞれについて、あてはまる番号1つに○)

	①母親	②父親
1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)	1	1
2. パートタイム、アルバイト等	2	2

⇒ 問12へ

⇒ 問11-2へ

問 11-2 問 11-1で「2. パートタイム、アルバイト等」に○をつけた方にうかがいます。

1週間あたりの就労希望日数、1日あたりの就労希望時間をご記入ください

※口内に数字でご記入ください。(数字は一桁に一字)

	①母親	②父親
1週間あたり	<input type="text"/> 日	<input type="text"/> 日
1日あたり	<input type="text"/> <input type="text"/> 時間	<input type="text"/> <input type="text"/> 時間

問 12 前年の世帯年収(総支給額)はおよそいくらでしたか。(あてはまる番号1つに○)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 100万円未満 | 2. 100~200万円未満 |
| 3. 200~400万円未満 | 4. 400~600万円未満 |
| 5. 600~800万円未満 | 6. 800~1,000万円未満 |
| 7. 1,000万円以上 | |

問 13 あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由で、次のような経験がありましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|---------------------------------|
| 1. 必要な食材が買えなかった |
| 2. 電気・ガス・水道料金を滞納した |
| 3. 公的な保険料(健康保険・介護保険・年金)や税金を滞納した |
| 4. 家賃や住宅ローンを滞納した |
| 5. お子さんのためのもの(服・靴・本など)を買えなかった |
| 6. お子さんを遠足などの行事に参加させることができなかった |
| 7. お子さんの給食費や保育料を払うことができなかった |

お子さんの放課後の過ごし方についてうかがいます。

問 14 お子さんについて、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。または、過ごしていましたか。(低学年・高学年のそれぞれ、最もあてはまる番号3つに○)

場所	1～3年生	4～6年生
1. 自宅	1	1
2. 祖父母宅や友人・知人宅	2	2
3. 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	3	3
4. 放課後子ども教室 ※	4	4
5. 放課後児童クラブ(学童保育)	5	5
6. ファミリー・サポート・センター	6	6
7. その他(公民館、公園など)	7	7

※地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無にかかわらず、すべての小学生が利用できます。

問 14-1 問 14 で「5. 放課後児童クラブ」と答えた人に伺います。

お子さんについて、土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中に、放課後児童クラブの利用を希望しますか。または、過ごしていましたか。(低学年・高学年のそれぞれあてはまる番号すべてに○)

時期	1～3年生	4～6年生
1. 土曜日	1	1
2. 日曜・祝日	2	2
3. 長期の休暇期間中(事業の利用には、一定の利用料がかかります)	3	3

問 15 身近な地域でお子さんが過ごせる場所としてどのようなところを望みますか。(主にあてはまる番号3つまで○)

1. 身近な小さな公園や遊び場
2. ボール遊びなどができる公園等
3. 親子で安全に水遊びできる公園等
4. 雨天でも利用できる遊び場
5. 遊具が充実した公園や遊び場
6. トイレや手洗い場が整備されている公園等
7. スポーツ競技のできるグラウンドや大きな公園等
8. 木や池があり昆虫や小鳥もいる自然を残した公園等
9. 子どもたちに遊びを教えてくれる指導員のいる児童館等
10. 公共施設の中に子どもの遊べるスペース
11. 子どもが放課後などに集まって子ども同士で自主的な活動などができる場
12. その他()

子どもの虐待についてうかがいます。

問 16 法律によって、すべての人に「虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に通告する義務」がありますが、児童虐待の通告についてご存知のものを全て選択してください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 「児童虐待の疑いがある」時にも通告できる
2. 通告者は特定されないように配慮される
3. 匿名でも通告ができる
4. 相談・通告したが、虐待ではないと判明した場合でも責任を追及されることはない
5. 虐待の通告後は、児童相談所等が家庭訪問等で安全の確認を行う
6. その他(具体的に) ()
7. 知らない

問 17 あなたが児童虐待を受けた(その疑いを含む)と思われる子どもを見たり、聞いたりした時にとる対応として、あてはまるものを全て選択してください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 児童相談所に通告する
2. 市役所(こども家庭課)に通告する
3. 児童相談所虐待対応ダイヤル(189 いち・はや・く)に通告する
4. 地域の民生委員・児童委員・主任児童委員に相談する
5. 保育所(園)・認定こども園・幼稚園・学校に相談する
6. 警察に通報する
7. 友人・知人に相談する
8. 自分でその子どもに声をかける、相談にのる
9. 自分でその子どもの保護者に声をかける、相談にのる
10. その他(具体的に) ()
11. 特に何もしない
12. わからない

問 18 次の児童虐待防止の啓発活動のうち、効果的であると思う取り組みを3つ選択してください。(あてはまる番号3つまで○)

1. 市の広報紙
2. 市のホームページ
3. 市が配布するパンフレットや冊子
4. 市主催の市民向け講演会や研修会
5. 地区の回覧板による周知
6. 公共機関や店舗等にポスターを掲示
7. 学校の授業
8. 保育所(園)・認定こども園・幼稚園による保護者向け懇談会
9. その他(具体的に) ()

今後希望する子育て支援サービスについてうかがいます。

問 19 今後、充実を希望する子育て支援サービスは何ですか。(主にあてはまる番号3つまで○)

1. 未満児（0～2 歳児）保育の充実 3. 休日保育の充実 5. 乳幼児健診の充実 7. 子育て世代への訪問事業の充実 9. 悩みを相談できる支援体制の充実 11. 地域の人による支援 13. 男性の育児・家事参加の意識啓発 15. 保育料の軽減の充実 17. 住宅確保のための支援 19. その他（具体的に：	2. 延長保育の充実 4. 病児・病後児保育の充実 6. ファミリー・サポート・センターの充実 8. 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実 10. 親子や地域の人との交流の場の創設 12. 病気や障がいなどへの専門的な支援 14. 子育て支援情報の充実 16. 子どもの就学に係る費用の軽減 18. 一時的に必要な資金の貸与
---	--

お子さんの病気の際の対応についてうかがいます。

問 20 お子さんが病気やけがで普段利用している教育事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれになりますか。(あてはまる番号すべてに○)

※それぞれの日数も口内に数字でご記入ください。(数字は一枠に一字)(半日程度の場合も1日と数えます)

1年間の対処方法	日数
1. 父親が休んだ	□ □ 日
2. 母親が休んだ	□ □ 日
3. (同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	□ □ 日
4. 父親・母親のうち、就労していない方が子どもをみた	□ □ 日
5. 病後児保育を利用した	□ □ 日
6. ベビーシッターを利用した	□ □ 日
7. 子どもだけで留守番をさせた	□ □ 日
8. その他 ()	□ □ 日

}

⇒ 問 20-1 へ

問 20-1 問 20 で「1. 父親が休んだ」「2. 母親が休んだ」のいずれかに○をつけた方にうかがいます。

その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。(あてはまる番号1つに○)

※日数についても□内に数字でご記入ください。(数字は一枠に一字)

※病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

※病後児保育は、富津保育園、カナリエで実施しています(病後児：回復期にあつて、集団保育等が困難な児童)。

- | |
|---|
| 1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい → <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日 ⇒ 問 21 へ |
| 2. 利用したいとは思わない ⇒ 問 20-2 へ |

問 20-2 問 20-1 で「2. 利用したいと思わない」に○をつけた方にうかがいます。
そう思われる理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 病児・病後児を他人に看てもらふのは不安 |
| 2. 地域の事業の質に不安がある |
| 3. 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない |
| 4. 利用料がかかる・高い |
| 5. 利用方法がわからない |
| 6. 親が仕事を休んで対応する |
| 7. その他() |

ヤングケアラーについてうかがいます。

問 21 あなたは、「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 聞いたことがあり、内容も知っている
2. 聞いたことはあるが、よく知らない
3. 聞いたことはない

問 22 家族や親族、または友人・知人のお子さんにヤングケアラーと思われるお子さんはいますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 家族・親族にいる
2. 友人・知人のお子さんにいる
3. いない・わからない

問 23 ヤングケアラーに関して、相談しやすい環境づくりとして必要なことはどんなことだと思いますか。当てはまる番号に○をつけてください。(あてはまる番号すべてに○)

1. ヤングケアラー専用の相談窓口があること
2. 学校に相談窓口があること
3. 電話やメール、SNSでの相談が可能であること
4. 24時間いつでも相談できること
5. その他 ()
6. 特にない

※ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。状況によっては、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

				
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。	目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。
				
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(参考：子ども家庭庁資料)

